

令和6年度の人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用・退職の状況(期間は、令和6年4月2日から令和7年4月1日)

職種	R06.4.1 現在	期間内の 退職者	期間内の 採用者	R07.4.1 現在
医師	35人	11人	12人	36人
看護職	303人	30人	18人	291人
医療技術職	139人	7人	5人	137人
事務職	42人	2人	0人	40人
技能労務職	66人	1人	1人	66人
合計	585人	51人	36人	570人

(2)事由別退職者数(令和6年4月2日から令和7年4月1日)

定年退職	普通退職	免職	失職	合計
12人	39人	0人	0人	51人

* 普通退職には、勸奨退職を含みます。

(3)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区分	18～23 歳	24～27 歳	28～31 歳	32～35 歳	36～39 歳	40～43 歳
医師	0人	1人	9人	9人	2人	1人
看護師・准看護師	24人	26人	21人	21人	32人	46人
医療技術職	6人	11人	11人	15人	19人	11人
事務職	1人	4人	2人	4人	5人	2人
技能労務職	2人	4人	3人	7人	5人	8人
合計	33人	46人	46人	56人	63人	68人

区分	44～47 歳	48～51 歳	52～55 歳	56～59 歳	60歳 以上	計
医師	0人	0人	1人	2人	11人	36人
看護師・准看護師	37人	40人	18人	21人	5人	291人
医療技術職	16人	14人	17人	13人	4人	137人
事務職	3人	7人	8人	4人	0人	40人
技能労務職	13人	17人	4人	3人	0人	66人
合計	69人	78人	48人	43人	20人	570人

2. 職員の給与の状況

◎総括

(1)人件費の状況(収益的支出決算)

区分	支出額A	人件費B	人件費比率(B/A)
令和6年度	9,326,905千円	5,872,382千円	63.0%

(2)職員給与の状況(収益的支出予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当りの給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和7年度	624 人	2,367,248 千円	1,493,786 千円	757,242 千円	4,618,276 千円	7,401 千円

※ この表は、令和7年度当初予算に計上された額です。職員手当には退職手当を含みません。

◎職員の平均給料の月額、初任給などの状況

(1)職員の平均年齢及び平均給料の月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	公立八鹿病院組合	
	平均給料の月額	平均年齢
医師	480,068円	44.4歳
看護師・准看護師	290,598円	41.8歳
医療技術職	309,796円	40.4歳
事務職	318,127円	43.3歳
技能労務職	275,834円	41.5歳

※「平均給料の月額」とは、令和7年度当初予算に計上された4月1日現在における職種ごとの職員(一般職の職員で派遣職員を除く。)の基本給の平均です。(各種手当は含みません。)

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日)

区分		公立八鹿病院組合	国
事務職	大学卒	225,600円	220,000円
医師	大学6卒	374,900円	291,400円
看護師	大学卒	260,500円	255,400円
	短大3卒	257,100円	249,400円
	短大2卒	253,100円	240,600円
医療技術職	大学6卒	258,800円	244,400円
	大学卒	241,800円	227,400円
	短大3卒	228,500円	220,500円
	短大2卒	224,900円	208,300円
技能職	高卒	199,000円	199,000円

※大学6卒は薬剤師のみ

(3)職員の級別分布の状況(令和7年4月1日)

医療職Ⅰ			医療職Ⅱ			医療職Ⅲ			行政職			技能労務職		
級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
5	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	7	1	2.5	2	63	95.5
4	4	10.8	6	13	9.5	5	10	3.4	6	3	7.5	1	3	4.5
3	9	24.3	5	39	28.5	4	103	35.4	5	5	12.5			
2	23	62.2	4	34	24.8	3	92	31.6	4	14	35.0			
1	1	2.7	3	19	13.9	2	86	29.6	3	7	17.5			
			2	27	19.7	1	0	0	2	6	15.0			
			1	5	3.6				1	4	10.0			
計	37人	100.0%		137人	100.0%		291人	100.0%		40人	100.0%		66人	100.0%

◎職員手当の状況(令和6年度の状況)

(1)期末手当、勤勉手当(令和6年度支給状況)

区分	公立八鹿病院組合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算		職制上の段階、職務の級等による加算	
1人当りの平均支給額	1,073,701		—	

(2)退職手当

(単位:月)

区分	公立八鹿病院組合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度額	47.709	47.709	47.709	47.709
その他加算措置	定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		定年前早期退職の特例措置 2～45%加算	
1人当り平均支給額	8,602,798円		—	

※ 1人当り平均支給額は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に退職した職員に支給した平均額です。

(3)特殊勤務手当

区分	実績
支給実績(令和6年度決算)	221,172千円
支給職員1人当りの平均支給月額(令和7年4月実績)	37,216円
職員全体に占める支給職員の割合(令和7年4月実績)	29.1%
手当の種類(手当数)	19

* 特殊勤務手当の内容

手当の名称	支給単価等
医師・薬剤師手当	医師 月額 500,000円の範囲内
	薬剤師 月額 6,000円の範囲内
危険手当	月額 4,800円の範囲内
医師調整手当	月額 500,000円の範囲内
待機手当	日額 5,500円の範囲内
救急業務手当	時間外勤務手当、休日勤務手当の算出方法に準ずる
死後の処置手当	1体 2,000円
教務手当	月額 25,000円の範囲内
講義手当	1時間当たり 2,000円
特別診療等手当	1回につき 20,000円の範囲内
特別勤務手当	1回につき 4,000円の範囲内
解剖手当	1人当たり 1,500円の範囲内
助産業務手当	月額 10,000円の範囲内
退院業務手当	退院要約書作成1件当たり5,000円の範囲内
専門・認定看護師業務手当	月額5,000円の範囲内
特定行為看護師業務手当	月額15,000円の範囲内
特定看護業務手当	月額15,000円の範囲内
特定介護業務手当	月額16,000円の範囲内
調理員・汽缶員手当	月額 3,000円
その他技能労務職員手当	月額 2,400円

(4)時間外手当

区分	令和6年度
支給実績	90,567千円
職員1人当りの平均支給額(年額)	146,312円

(5)その他主な手当

手当名	内容及び支給単価	国
地域手当	医師6%	医師10%、その他の職員0%(但馬地域に在勤する職員)
扶養手当	国と同じ	・ 配偶者 6,500円 ・子 1人 10,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 ・ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子は5,000円加算
住居手当	借家＝国と同じ	・ 借家＝家賃に応じて27,000円を限度に支給(家賃12,000円を超える場合に限る)
通勤手当	通勤距離に応じて1,000円から31,600円を支給	・ 交通機関利用の場合＝運賃相当額が55,000円以下は運賃相当額 ・ 自動車等利用の場合＝通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が指定する職員給料の月額8%～30%	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 俸給月額の25%を超えない範囲

◎常勤特別職の報酬の状況

(1)給料、期末手当の状況(令和7年4月1日現在)

区分	—
給料月額	—
期末手当	—

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

- (1)勤務時間 月曜日から金曜日まで 週38時間45分
午前8時30分から午後5時00分(7時間45分)
- (2)休憩時間 午後0時30分～午後1時15分
- (3)休息時間 公務に支障のない限り、所定の勤務時間4時間につき15分(交代制勤務の場合)
- (4)週休日 土曜日・日曜日
- (5)休日 ①国民の休日、②8月14日、③年末年始(12月29日～1月3日)
- (6)休暇等 ①年次休暇 1暦年につき20日
(有給) (採用された年だけは、その採用の月により2日から20日)
- ②病気休暇 ・公務上の負傷又は病気の場合
(有給) →その療養に必要と認められる期間
・結核性疾患又は精神障害の場合
→2年の範囲内で必要と認められる期間
・その他の負傷又は病気の場合
→120日の範囲内において、その療養に必要と認められた期間
- ③特別休暇 (有給) ※下記の表を参照
- ④介護休暇 (無給)
- ⑤育児休業 (無給)
- ⑥育児部分休業 (取得時間分減額)

※(1)から(5)までは非交代勤務の場合

* 主な特別休暇の概要

区分(通称)	内容
結婚休暇	5日の範囲内の期間
産前、産後休暇	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合14週間)前から産後8週間
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 ①妊娠満27週まで 4週間に1回 ②妊娠満28週～35週まで 2週間に1回 ③妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 ④産後1年まで その間に1回 ※1回に与えることができる時間は、それぞれ必要と認められる時間
配偶者の出産	規則で定める期間内に2日以内
育児時間	生後1年に達しない子を育てる場合の育児時間 1日に2回各30分以内
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合 職員が請求した期間
夏季休暇	6月から10月までの間に5日以内
リフレッシュ休暇	勤続年数が20年、30年に達した場合 3日以内
子の看護休暇	1年に5日(小学校未就学の子が2人以上の場合にあつては10日)以内
短期介護休暇	1年に5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)以内
忌引休暇	続柄によって連続する10日以内

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(令和6年度)

区分	件数	事由
免職	0件	
休職	8件	病気
降任	0件	
降給	0件	

(2)懲戒処分者数(令和6年度)

区分	件数	事由
免職	0件	
停職	0件	
減給	0件	
戒告	0件	

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における法律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

5. 職員の服務の状況

(1)休暇等の取得状況

休暇等	令和6年度
年次休暇	年平均 9.2日
病気休暇	214人
介護休暇	3人
育児休業	37人
部分育児休業	17人
育児短時間勤務	34人

※育児休業は過年度の新規申請分含む

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1)令和6年度経営に関する主な研修

研修名	対象職員
TQC研修	全職員
医療安全研修会	全職員
医療ガス安全研修	全職員
新人職員研修	新人職員

※この他にも、各職場にて研修会を実施しています。

(2)勤務成績の評定

区分	内容
目的	職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の性質、能力及び適性を記録し、これを職員の指導監督の有効指針とし、かつ、人事行政運営の公正な基礎資料とし、職員の資質向上、公務能率の発揮及び増進を図るため
対象者	一般職の常勤職員（管理職及び医師は除く）
評定の時期	毎年度9月30日及び3月31日

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康診断の状況

区分	期日	受診機関	健診内容
定期健康診断	10月～ 11月	公立八鹿病院	身長・体重・視力・心電図・尿検査・血圧・血液・ 聴力・眼底・胸部X線

(2)公務災害の発生状況

区分	認定状況
公務上の災害	22件
通勤による災害	2件

(3)勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

(4)不利益処分に関する不服申立ての状況(令和6年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

8. 職員の競争試験及び選考の状況

職種	申込者数	受験者数(a)	合格者数(b)	合格率(b)/(a)
看護師	20人	20人	20人	100.0%
薬剤師	2人	1人	1人	100.0%
臨床工学技師	2人	2人	2人	100.0%
言語聴覚士	2人	2人	1人	50.0%
事務職員	9人	8人	1人	12.5%
介護福祉士	1人	1人	1人	100.0%
管理栄養士	2人	1人	1人	100.0%